人材育成促進事業

【目　的】

・中小企業者、農業者の、新製品や新技術の研究開発意欲又は販売促進、サービス改善等意欲を高めることを目的とし、富良野市産業の吸引力を高めることをめざす。

【補助交付金額】

補助率	補助金限度額
市長が認めた補助対象経費の 2/3 以内	20 万円

※補助金額は、千円未満切捨て。
※補助対象経費の総額が 5 万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります。
　→　事業効果が小さいと判断します。

【対象者】

・中小企業団体等

【対象となる事業】

・セミナー、講演会、シンポジウム、勉強会で次の２つの条件を満たすもの、視察事業で(2)の条件を満たすものを対象とします。

	条　件
(1)	申請団体の会員以外の者の参加が可能なもの
(2)	次に掲げる事項に合致すると認められるもの ① 新製品又は新技術の研究開発意欲を高める内容のもの ② マーケティング活動の強化や、販売促進、サービス改善等意欲を高める内容のもの ③ 中小企業者等の財務状況や経営の改善につながる内容のもの ④ その他市長が認めたもの

【対象となる経費】

・補助対象と認められるものは、次に掲げる経費とします。

	費　目	説明（対象経費として想定される経費）
(1)	会場借上料	
(2)	資料購入費	
(3)	講師招へい経費	謝金、旅費（食糧費は含まない）に限る
(4)	リース物品	講演会開催に関係する物（机、イスなど）に限る
(5)	広告宣伝料	実施事業に関するものに限る
(6)	旅費	食糧費は含まない
(7)	その他市長が認めたもの	

【対象とならないもの】

・他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。

【申請フロー】

1　申請

補助対象事業に着手する１ヶ月前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第１号様式）	
②	補助金等交付申請額算出調書（第２号様式）	収支予算書との整合性に注意
③	収支予算書（第３号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する
④	事業計画書（別紙様式）	
⑤	暴力団員ではない旨等の誓約書	
⑥	申請者確認書類	②－１　個人事業の場合→住民票（抄本）（有料） （複合庁舎１階総合窓口）※個人番号記載不要 ②－２　法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ②－３　中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、団体に加盟している会員がわかる資料 ※②－１、２は発行して３か月以内のもの、②－３は直近のものに限る。いずれも写しで問題ない。
⑦	市税の滞納がないことの証明書類	滞納がないことの証明書（複合庁舎２階税務課４－３番窓口）（※有料） ※発行して１週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑧	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり

2　補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10 日～14 日程度かかります。

3　変更

申請内容に変更が生じた場合は、相談のうえ速やかに次の書類を提出してください。

(1)事業内容が大幅に変更になったとき

①	変更承認申請書（第５号様式）	
②	事業計画書（別紙様式）	申請時に提出したものから変更箇所がわかるように記入

※注意！　変更により補助目的に合致しなくなった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2)事業を取りやめたとき

①	中止・廃止承認申請書（第６号様式）	

4　実績報告

補助事業の完了後１ヶ月以内に、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第８号の３様式）	
②	補助金等交付申請額算出調書（第２号様式）	
③	収支決算書（第９号様式）	
④	事業実績書（別紙様式）	
⑤	支払いを証明する書類	領収書、振込用紙、通帳の写しなど
⑥	成果物の写真	
⑦	その他事業実施の成果物	
⑧	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり

5　補助金の確定

申請どおりの事業内容が確認できれば、市内部で補助金の確定手続を行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

6　補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第１１号の１様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し　など

※注意！　補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

7　補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ２週間～１ヶ月です。